



2019年12月5日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先
責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

同一株主からの株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、昨日、当社個人株主1名より当社取締役に対して株主代表訴訟を提起した旨の2019年12月2日付訴訟告知書を受領しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

今後、本件訴訟に対する当社の対応方針が決定したときは、速やかにお知らせいたします。

1. 原告

矢部 雅一

原告は、2018年6月26日付及び2018年9月14日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」において既にお知らせしました、当社代表取締役阿部俊則及び稲垣士郎を被告とする株主代表訴訟の原告と同一株主です。なお、当社は、同訴訟に関し、被告側の補助参加人となっております。

2. 被告

当社代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆

3. 訴えの概要

原告は、被告に対して、当社が被った分譲マンション用地取引での詐欺事件による55億5,900万円の損害については、業務執行上の判断の誤り、他の取締役・使用人に対する監視監督責任を怠ったという任務懈怠、内部統制システム（リスク管理体制）構築義務違反、被害回復についての任務懈怠及び当社に対する善管注意義務違反があるとして、また、上記損害のうち取引決済日に支払った残代金48億819万3309円については、被害拡大防止についての任務懈怠・善管注意義務違反があるとして、代表取締役阿部俊則及び稲垣士郎と連帯して、当社に対する同額の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

4. 経緯

本年9月30日、当社は、原告から当社監査役宛に、仲井代表取締役及び内田代表取締役に対する取締役の責任追及等の訴えに関する提訴請求書を受領しましたが、11月25日付「株主からの提訴請求への対応について」において既にお知らせしましたとおり、当社の全監査役は、仲井代表取締役及び内田代表取締役の両名に対して訴訟を提起しないことを決定しております。その結果、原告より本件訴訟が提起されたものです。

5. 公告

当社は、遅滞なく、次のとおり電子公告を行う予定です。

「当社株主から、代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆に対し、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求める株主代表訴訟が大阪地方裁判所（令和元年（ワ）第10619号）に提起され、当社は2019年12月4日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第849条第5項の規定に基づき公告いたします。」

6. 業績に与える影響

本件訴訟は、株主が当社取締役を訴えるものであり、当社の業績に影響を及ぼすものではありません。

以 上